

公開質問状

(確認と追加)

2014（平成26）年3月20日

佐世保市長 朝長 則男 殿

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木 昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える市民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本 美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホテルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介

長崎県の石木ダム建設計画に関して、本年3月14日に行った貴市との説明会(以下単に「第1回説明会」と言います)を踏まえて、以下のとおり、再質問を致しますので、ご回答ください。

第1 はじめに(確認事項)

まず、初めに、第1回説明会で、貴市に対して当方よりお願いし、貴市に承諾いただいた事項(少なくとも、貴市に真摯に対応することをお約束いただいた事項)について確認致します。

1 公開質問状への回答および資料の送付

本年3月31日(月)までに(当日発送有効)、当方の2014（平成26）年2月21日付「公開質問状」(以下単に「第1回公開質問状」と言います)に記載されている個々の質問に回答すること。

そして、第1回公開質問状への回答書を送っていただく際、必要な資料(当方が求めているもの、あるいは、貴市の回答の根拠となるもの)を送付すること。

なお、必要な資料については、既に公開されているものであっても、できれば改めて送付いただきたい(その方法を探られた方が、貴市にとっても貴市の認識等を説明し易くなるものと考えます。)が、仮に改めて送付されない場合には、最低でも「(すでに公開されている)どの資料のどの部分」を見ればよいかをご指摘いただくこと。なおその資料を当方が入手しづらい時には、再度送付をお願いすることがあります。

2 公開質問状に対する回答期限

当方より、早急に再質問をする(本書面のことです)ので、それに対しても、本年4月4日

(金)までに、上記1項の第1回公開質問状に対する改めての回答と同様に、回答いただくこと。

3 市長の現地説明会

本年4月11日(金)午後7時より、上記二つの公開質問状に対する貴市の回答について、こうばる公民館において、貴殿から直接説明をいただきたいこと

4 現地説明会に対する回答

貴殿あるいは貴市担当者が、上記日時にこうばる公民館においていただけるかどうか、事前にご連絡いただくこと。

5 貴市庁舎における協議

仮に、上記日時にこうばる公民館においていただけない場合には、当方が同日午後3時に貴市にお伺いするので、第1回説明会と同じように(場所、時間、協議内容等)対応していただきたいこと。

第1回説明会で、貴市に対して当方よりお願いし、貴市に承諾いただいた事項(少なくとも、貴市に真摯に対応することをお約束いただいた事項)は以上の通りです。

そこで、以下では、前記2項に基づき、再質問をさせていただきます。

第2 再質問

再質問は、① 第1回説明会の時に貴市から説明を受けたSSKの水需要に関するもの、及び、②貴市の「平成6年、7年渇水」に関するものの、二点です。

1 SSKの水需要に関して

(1) 貴市の説明に対する当方の理解

上記説明会において貴市水道局より、以下のご説明があったと当方は理解しております。

ア 「SSKの修繕船事業の売上高を約2倍見込んでいる」と佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料(以下、単に「水需要予測資料」と言います。)56頁に記載されているが、これは「SSKは従来1つのドックで行っていた修繕船事業を2つのドックで行うことを見込んでいる。そのため水需要が二倍になる」の誤りである。

イ これについては、市議会本会議(あるいは委員会)で訂正の説明をした。

ウ 事業認定庁にも資料を提出し、修正報告をした。

エ SSKの(ドック修繕船事業の)水需要「4,412 m³/日」については、貴市の方からこの数字を示し、SSKに対し、「これで足りるか」と確認を求めた。

オ SSKはこれで足りると回答した。

カ その回答は文書でもらった。

キ 貴市は、以上のことを正確に認定庁に伝えた。

ク SSKの水需要予測に関し、事業認定庁の「意見対照表」II(3)19の「認定庁の見解」には、「起業者は、同造船企業の経営方針の転換を受けて意向調査を行ったところ、同造船企業からは4,412 m³/日は最低限必要との文書による回答を確認している」と

いう記載がなされているが、これは認定庁が独自に判断したものであり、貴市が「SSKより『4,412 m³/日は最低限必要である』旨の回答をもらった」と述べた事実はない。

(2) 上記理解を基に、質問させていただきます。

なお、当方の上記理解に誤っている点があれば、下記質問に対する回答の中でご指摘ください。

ア まず、貴市が、水需要予測資料 56 頁の上記記載に誤りがある、と気づいた時期をお教えてください。

また何がきっかけでその誤りが判明したのかも教えてください。

イ 議会への説明に関し

(ア) 議会に説明した時期及び説明の場（本会議か委員会か等）をお教えてください。

(イ) なぜ、その時になって、そのような訂正の説明をしたのか（それ以前にはなぜしなかったのか、それ以降ではなぜだめだと思ったのか）お教えてください。

(ウ) その説明をした際の議事録およびその際に貴市水道局が議会に対して提出した資料をご開示ください。

ウ 認定庁への報告に関し

(ア) 認定庁に報告した時期をお教えてください。

(イ) なぜ、その時になって、そのような報告の説明をしたのか（それ以前にはなぜしなかったのか、それ以降ではなぜだめだと思ったのか）お教えてください。

(ウ) その際に貴市が事業認定庁に対して提出した資料をご開示下さい。

(3) 「4,412 m³/日」について

ア この具体的数字については、前記 1 項記載のとおり、「貴市水道局が決めた」とのご説明があったと当方は理解していますが、間違いありませんか。

その場合、部局（課あるいは係）はどこが担当したのでしょうか。できる限り具体的にお教えてください。

イ 貴市水道局が SSK の水需要予測として、修繕船事業での計画給水量を「4,412 m³/日」と積算した根拠について具体的にご説明下さい。

当然、SSK から得た過去のデータや数字あるいは資料等を根拠にしたと思いますので、根拠資料をすべてご開示下さい。

ウ 「修繕船事業の 4,412 m³/日」という水需要予測は、一日最低使用水量ではないのはもとより、平均使用水量でもなく、一日最大使用水量（かそれに近いもの）の数字ではないかと考えますが、いかがでしょうか。仮に一日最大使用水量とした場合、修繕船事業に関わる使用水量を一日平均使用水量の要素として扱うのであれば、修繕船事業に 1 年間に使用される水量を 365 日で割った数値が正確ではありませんか。

エ 貴市の説明では、「二つのドックに同時に 1 隻ずつ、合計 2 隻の修繕船が入る場合の必要水量である」ということだったと思いますが、間違いありませんか。

オ 修繕船が同時に 2 隻ドックインするのは一年のうち、何日くらい生じうるのか、貴市ないし SSK の見通し及びその具体的根拠をお教え下さい。

カ SSKの水需要予測を立てる前提として不可欠となる、SSKの過去の水道使用量の実績を日単位で教えて下さい。

キ SSKより、「必ずこれだけの量の水を確保してほしい」等の具体的数字を挙げた要求はありましたか。あるならば詳細にお教えてください。

- (4) 事業認定手続きにおいて貴市水道局が提出したSSKの経営方針は、2012年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針（事業再構築について）」ですが、その後の2013年5月17日にSSKが「新中期経営計画」を発表し、艦艇・修繕船事業の売上高目標を下方修正しています。

これによっても、貴市水道局のSSKの修繕船事業に関する水需要予測に変更はないのか、お教え下さい。

- (5) SSKの一時のピーク時水道使用量のために市民、県民の負担でダムを造るということに関連して、SSK自身に使用水量を賄う方策を検討してもらったことはありますか、ないのであれば、その理由をお教え下さい。

- (6) 行政庁の認定に関して

1項で述べたとおり、佐世保市の水需要予測に関し、事業認定庁の「意見対照表」Ⅱ(3)19の「認定庁の見解」には、「起業者は、同造船企業の軽々方針の転換を受けて意向調査を行ったところ、同造船企業からは4,412 m³/日は最低限必要との文書による回答を確認している」という記載があります。

これについて、以下の質問にお答え下さい。

ア 意向調査をした時期、回数、意向調査の方法及び内容（結果）をお教え下さい。

イ SSKの水需要に関して、意向調査の前後を含めてSSKより提出された文書全てをご開示下さい。特に、上記認定庁の認定の基礎となった「SSKからの文書による回答」は必ずご開示ください。

ウ 貴市が、「SSKの水需要予測」に関して事業認定庁に対してどのように説明したのか、具体的にお教え下さい。その際、貴市が事業認定庁に対して提出した参考資料もご開示下さい。

2 「平成6年、7年渇水」について

- (1) はじめに

ア 当方は、「『平成6年、7年渇水』の再来を避けること」を、貴市が「本件事業の必要性を基礎づけるものである」とは考えていない、と理解しております。

実際、貴市(及び長崎県)は、本件事業の必要性に関して、認定庁にそのような申立はしていません。

そのため、当方も、第1回公開質問状においては、この点について、質問をしておりませんでした。

イ ただ、第1回説明会において、貴市より、しきりに「平成6年、7年の渇水が佐世保市民にとって筆舌に尽くしがたい苦しみであったこと、このような事態が二度と起こらないようにしなければならないこと、だからこのことを理解してほしいので、説

明したい」旨の訴えがありました。

ウ 渇水に対する備えが重要課題であるとの認識は、私たちも同様です。

しかし、石木ダム建設には佐世保市民の多額の血税が投入され、さらには石木ダム完成後も長年月にわたって佐世保市民は値上げされた水道料金の負担を強いられます。

したがって、仮に、「『平成6年、7年渇水』の再来を避けることが、本件事業の理由となる」とするとしても、それならば一層、抽象的あるいは感覚的に「平成6、7年渇水」の苦しみを訴えるのではなく、具体的な数値に基づき、石木ダムがなければ「平成6、7年渇水の苦しみ」が再来するのかが検討されるべきです。

エ その「具体的な数値による検討」とは、貴市が繰り返し強調されている「平成6年、7年渇水」時の原水取水量や給水量等の各数値を、平成24年あるいは25年現在の各数値と比較・検討し、平成6年、7年級の渇水が現在起きた場合に、どれくらいの水が不足して、佐世保市民がどの程度の苦しい状況になるのかを明らかにすることです。それは同時に、貴市が事業認定のための基本的かつ重要な基礎資料として提出された「佐世保市第9期拡張事業 平成24年度再評価 水需要予測」（以下「需要予測」といいます。）の合理性、妥当性を検証することにもなります。

オ そこで、以下で、平成6年、7年及び平成24年、25年の原水取水量や給水量等の具体的な数値に基づき、「平成6年、7年渇水」問題に関して質問させていただきます。

次回説明会で「平成6年、7年渇水」問題についてご説明をなさる場合は、下記質問に沿って、その回答を行う形をお願いします。

(2) 貴市の主張

貴市は、2014（平成26）年3月7日付の回答書において、概略以下のような主張をなされています。

ア 佐世保市は慢性的に水源不足であること。

イ 平成元年以降、毎年渇水の危機に瀕していること。

ウ 平成6年、7年には9カ月に及ぶ給水制限、最大43時間断水（2日間で5時間給水）がなされたこと。

エ 渇水対策に50億円を費やしたこと。

オ 給水制限の実施によって種々の弊害が生じたこと。

カ 場当たりの対応では水道事業経営を圧迫し、料金に跳ね返ること。

キ 財政が潤沢といえない状況下で新規水源を確保し、水の安定化を図り、将来の財政負担のリスクを無くすことが必要であるため、石木ダムを最重要課題に位置付けたこと。

(3) 質問事項

そこで、(1)で述べました通り、具体的な数値に基づいて以下の点をお尋ねします。

ア H6年、7年当時の状況に関する質問

以下の項目に関するデータ又は資料を開示してください。

(ア) H6年、7年における毎日の原水取水量の実績値（取水先別内訳と共に）

- (イ) H6年, 7年における毎日の給水量の実績値 (浄水場別内訳と共に)
- (ウ) H6年, 7年における有収水量の実績値
- (エ) H6年, 7年の給水人口
- (オ) H6年, 7年における1人1日あたりの生活用水使用水量(生活用水原単位), 生活用水一日平均使用水量, 業務営業用水一日平均使用水量, 工場用水一日平均使用水量, その他一日平均使用水量。
- (カ) H6年, 7年において濁水により不足した原水量・浄水量 (佐世保水道の外部から引き入れた原水量・浄水量。内訳として, 引き入れたときの月日と水量, 引き入れ先, その手法)
- (キ) 濁水対策経費として川棚川豊水水利権負担金を2千万円×1/2=1千万円を支出していますが, 説明をお願いします。

イ H24年, 25年の状況に関する質問

以下の項目に関するデータ又は資料を開示してください。

- (ア) H24年, 25年における毎日の原水取水量の実績値(取水先別内訳とともに)
- (イ) H24年, 25年における毎日の給水量の実績値(浄水場別内訳と共に)
- (ウ) H24年, 25年における有収水量実績値
- (エ) H24年, 25年の給水人口
- (オ) H24年, 25年における1人1日あたりの生活用水使用水量(生活用水原単位), 生活用水一日平均使用水量, 業務営業用水一日平均使用水量, 工場用水一日平均使用水量, その他一日平均水量。
- (カ) アの(ア)とイの(イ)で取水先が無くなっていたり増えている場合は, その具体的内容の説明。

ウ 貴市の濁水に関する認識について

- (ア) 貴市は, 現在, 平成6年, 7年と同様の給水量状況, 濁水状態(気象状況)になった場合, 原水取水量の変化, 人口減少等による水需要の変化, 有収率の向上, 利用率率の変化, 実質上の保有水源水量の変化等を踏まえてもなお, 平成6年, 7年時と同様の給水制限が実施されるという認識でいらっしゃいますか。
- (イ) もし, 「平成6年, 7年時と同様の給水制限が実施される」との認識に立っている場合, それはどのような根拠に基づいているのかご教示下さい。
- (ウ) また, 貴市は第1回説明会の席上, 平成6年, 7年のような濁水が現在において起きたときのシミュレーションはしていない旨述べられましたが, なぜそのようなシミュレーションをいまだに行っていないのか, その理由をご教示ください。

エ 許可取水量及び安定水源の見直しについて

貴市は安定水源について平成25年度の許可取水量に関し, 平成7年度のそれと比較し, 下記のような見直しを実施されています。

- ① 下の原ダムのみ嵩上げにより1日当たり3000 m³増加。
- ② 山の田, 転石, 相当, 川谷はダム機能低下により1日当たり合計3000 m³減少。

③ 三本木、岡本は安定水源であったものが不安定水源となり、安定水源が1日当たり5500 m³減少。

これを見ますと、貴市は都合6か所のダム・河川・湧水（以下「ダム等」といいます。）について許可取水量が減少したとされているようです。

そこで以下の点をお尋ねします。

(ア) まず貴市の許可取水量にかかる認識は上記の通りでよろしかったでしょうか。

仮に異なる点があれば、どの点が、どう異なるかに関する貴市の認識と、貴市がそのように認識するに至った根拠となるデータをご開示ください。

(イ) 仮に、貴市の認識が上記の通りである場合、ダム等の許可取水量が減少したことが、許可申請段階で水量を減少させて申請したところ、その減少させた数値通り許可されたことによるものであるのか、あるいは、申請時点では決定された水量より多い水量で申請したが、決定段階で一部削減されたことによるものであるのか、許可取水量の減少の経緯をお教えてください。

他方、下の原ダムの許可取水量が増加したことが、許可申請段階で増加させて申請したところ、その増加させた数値通り許可されたことによるものであるのか否か、許可取水量の増加の経緯をお教えてください

また、これらの許可取水量の増減に関して、許可申請と許可にかかる申請書類（含添付書類）・決定関係書類（含添付書類）をご開示ください。

(ウ) 申請時の許可取水量はどのようにして算出されたのかお示し下さい。

(エ) 許可取水量が減少したダム等について、各ダム等の取水能力の低下を原因と判断されている場合、各ダム等の機能を回復させる工事や手立てを検討されたのでしょうか。まず検討したかどうかご回答ください。

(オ) 仮に検討していた場合、検討した工事や手立ての内容やそれにかかる費用の見積額はどのようなものだったのかご教示下さい。さらに、その工事や手立てが石木ダム建設に比して有効でないと判断された理由をご教示ください。

(カ) 仮に検討していなかった場合、なぜ検討しなかったのか、その理由をお答えください。

第1回公開質問状に追加させていただく質問は以上です。

第1回説明会で述べましたように、当方は、貴市が、第1回公開質問状に記載された個々の質問に回答できるだけの資料を持ち、かつ、回答できるだけの用意を備えているものと考えております。そして、そのことは、今回提出した上記追加質問についても同様です。

そして、貴市は、貴市回答書にも記載されているとおり、石木ダム建設の必要性について地権者の理解を得たいとお考えですから、その理解を得るために最も有用な機会である説明会において、公開質問状に対する回答を必ずなされるものと確信しております。

第1回説明会でも述べましたとおり、当方の質問に回答することが可能であり、かつ、石木ダム建設の必要性について理解を得たいとお考えの貴市が、万が一、説明を拒否する、と

いう選択をされるのであれば、それは、当方の石木ダム建設の必要性に関する疑問点を解消できるだけの合理的な回答ができない、すなわち、貴市が当方の主張をお認めになったことになります。

当方は、貴市がそのような態度をおとりになることはないものと確信しておりますので、今後も地権者の方々の石木ダム建設に対する理解を得るべく、また、疑問を抱く佐世保市民に説明責任を果たすべく、第1回公開質問状および本追加質問状に対する詳細な回答書・資料を送付いただきますよう、重ねてお願い致します。

これまでの当方からの第1回公開質問状および本追加質問状に関する回答書の送付、あるいはお問い合わせにつきましては、前回同様、下記事務所にお問い合わせ致します。

記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG. 4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

以上